

山梨県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成18年12月

(平成27年3月変更)

山梨県

目 次

第1章	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画策定の趣旨及び基本方針	
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画策定の背景	1
第3節	計画期間及び対象区域	4
第4節	計画策定の基本的方針	4
第2章	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の現状と処分量の見込み	
第1節	P C B 廃棄物の保管量	6
第2節	P C B 使用製品の状況	6
第3節	P C B 廃棄物処分量の見込み	7
第3章	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制の確保	
第1節	処理の現状	8
(1)	P C B 廃棄物の拠点的広域処理施設の現状	8
(2)	P C B 廃棄物の収集運搬	10
第2節	処理体制確保のための方策	10
(1)	適正な保管のための方策	10
(2)	適正な収集運搬のための方策	11
(3)	効率的な処理のための方策	11
第3節	関係機関の責務と役割	12
第4章	P C B 廃棄物の適正処理の推進方策	
第1節	未届出P C B 廃棄物及びP C B 使用製品等の把握	13
第2節	適正な処理推進のための監視、指導等	13
第3節	計画的な搬出に向けた調整等	14
第4節	関係機関との連携	14
第5節	P C B 廃棄物処理に関する県民、事業者等への普及啓発の方策	14
第6節	P C B 廃棄物処理に係る情報提供の方策	14
第7節	P C B 廃棄物処理基金の造成	15
第5章	その他の事項	
第1節	低濃度P C B 廃棄物の処理	16
第2節	不法投棄未然防止対策	16
第3節	処理困難なP C B 廃棄物の処理に向けての方策	16
第4節	地元自治体への協力	16

第1章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画策定の趣旨及び基本方針

第1節 計画策定の趣旨

この計画は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成13年法律第65号。以下「PCB特措法」という。）第7条の規定に基づき、国が策定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（以下「PCB廃棄物処理基本計画」という。）及び「山梨県廃棄物総合計画」に則して策定するものであり、本県内のポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の確実かつ適正な処理を推進し、もって県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

第2節 計画策定の背景

《PCBの製造、使用状況》

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、水に極めて溶けにくく、沸点が高いなどの物理的な性質のほか、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有していることから、トランス、コンデンサ等の電気機器の絶縁油、熱媒体及びノンカーボン紙など様々な用途に用いられてきた。我が国においては、昭和47年に製造中止されるまでに、約5万9千トンが生産され、このうち約5万4千トンが国内で使用されてきた。

《PCBの危険性》

PCBは、脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されている。PCBが大きくとり上げられる契機となった事件として、昭和43年10月、米ぬか油（ライスオイル）中に、PCB等が混入したことが原因で発生したカネミ油症事件があり、当時の患者数は約1万3千名に上ったと言われている。

《製造等の禁止》

このような状況を踏まえ、昭和47年から、国の行政指導によりPCBの新たな製造はなくなり、昭和48年に制定された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和48年法律第117号）に基づき、昭和49年6月からは、その製造、輸入等が事実上禁止となった。

一方、PCB廃棄物の処理については、その処理体制の整備が進まなかったことから、長期にわたり処分がなされず、事業者におけるPCB廃棄物の長期保管が続いているところであるが、紛失等が判明し、環境汚染の進行が懸念される状況となった。

《PCB特措法の制定など処理体制の整備》

こういった状況から、我が国のPCB廃棄物を処理するための体制を速やかに整備し、確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年6月にPCB特措法が公布され、同年7月から施行された。この法律により、PCB廃棄物の保管事業者は、

保管状況等を届出なければならないこととされたほか、平成28年7月までに適正に処分することが義務づけられた。さらに、国の全額出資により設立された環境事業団（現「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」、以下「JESCO」という。）が拠点的な処理施設を整備し、その処理業務にあたることとなった。

《広域処理事業》

また、国においては、平成15年4月にPCB特措法に基づき、全国的なPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するため、「PCB廃棄物処理基本計画」を策定し、その中でJESCOを活用した全国5か所におけるPCB廃棄物の広域処理事業を打ち出し、地元地方公共団体等の協力や地域住民の理解を得て、平成16年に北九州事業、平成17年に豊田事業と東京事業、平成18年に大阪事業、平成20年に北海道事業と、順次処理を開始した。

本県においても、PCB特措法第7条に基づき、平成18年12月に山梨県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を策定し、JESCOの北海道PCB処理事業所において、県内PCB廃棄物の計画的な処理を進めてきた。

しかしながら、世界でも類を見ない大規模な化学処理方式によるPCB廃棄物の処理は、処理対象物の多様性・複雑性や作業者の安全対策等、処理開始後に明らかになった課題への対応等により、処理の進捗に遅れが生じ、当初予定していた平成28年3月までの処理事業の完了が困難な状況となっている。

《微量のPCBに汚染された廃棄物》

一方、PCB特措法施行後の平成14年、PCBを使用していないとされるトランスやコンデンサから、微量のPCBが検出されるものがあることが判明したことから、環境省では、焼却実証実験を行い、その試験結果を踏まえ、平成21年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）において無害化処理認定制度の対象に微量のPCBに汚染された廃棄物が追加され、その後、当該制度を活用して微量のPCBに汚染された廃棄物の処理体制を確保する取組が始まり、平成22年から処理が始まった。

《国の計画変更》

国では、処理基本計画策定後10年が経過したことを契機に、平成23年10月、「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」を設置し、今後のPCB廃棄物の適正処理推進策について検討した結果、一日も早く日本全体のPCB廃棄物を処理するためには、JESCO各事業所の能力を最大限活用する処理体制の構築が不可欠との結論に至り、その後、処理施設立地自治体に対して、従来 of 事業対象地域を越えて処理を行うこと、事業の処理完了予定時期を延長することなどについて、検討要請を行い、受諾を得て、平成26年6月に処理基本計画を変更した。

《本県PCB廃棄物の北海道事業での受け入れ》

平成15年11月、環境省から、北海道及び室蘭市に対し、本県を含む東北、北関東、北陸及び甲信越の15県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県。

以下「15県」という。)のPCB廃棄物の処理施設設置の目処が立たない状況から、北海道に15県を加えた地域を対象とする事業地域拡大の要請が行われた。

本県としても、県内にPCB廃棄物の処理施設を設置する見通しがたらず、平成16年1月に、北海道に対して、本県のPCB廃棄物について北海道室蘭市において整備される処理施設での受入を要望した。

これに対し、北海道及び室蘭市は、室蘭市内において二十数回にわたり説明会を開催するなどして検討を行い、北海道内のPCB廃棄物の処理を行うに当たり、様々なリスクを想定した多重の安全対策などの実施や処理計画に基づく安全対策の推進により、安全性は確保されとの考えを基本とし、更に、処理時や収集運搬時における安全対策を追加することにより、事業が拡大した場合でも安全性は確保されとの判断から、平成16年3月に安全性を確保するための受入条件の承諾を前提として、国からの要請や本県を含めた15県からの要望を受諾した。

これを受けて、環境省は平成16年5月にPCB廃棄物処理基本計画を変更し、北海道事業の対象を北海道及び15県とした。また、環境事業団のPCB廃棄物処理事業は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法(平成15年法律第44号)の制定により、平成16年4月から、PCB廃棄物処理を行う唯一の機関として、国の全額出資により設立されたJESCOに承継され、北海道事業の実施については、6月30日、JESCOの「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画」の中で、環境大臣の認可がされた。そして、平成16年7月には、北海道及び15県、室蘭市からなる「北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会」(以下「広域協議会」という。)が設置され、PCB廃棄物処理事業の安全対策に関する事項、PCB廃棄物の収集運搬に関する事項など、北海道事業の安全の確保及び運搬に係る調整を図ることとなった。

こうして平成20年5月、JESCO北海道PCB処理事業所において、高圧トランス等、高圧コンデンサ等、廃PCB及びPCBを含む廃油(以下「高圧トランス・コンデンサ等」という。)を処理する施設が操業を開始した。

また平成25年9月には、PCBを使用した低圧トランス及び低圧コンデンサのうち小型のもの、安定器その他これらと同程度の小型の電気機器が廃棄物となったもの、感圧複写紙、ウエス、汚泥等のPCB汚染物(以下「安定器等・汚染物」という。)を処理する施設が操業を開始した。

《北海道事業の変更》

その後、平成25年10月、環境省から、処理基本計画の見直しに際し、北海道及び室蘭市に対して、新たに埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県(以下「1都3県」という。)に保管されている安定器等・汚染物の処理を行うことや事業の処理完了予定時期を延長することなどについて、検討の要請があった。

これに対し、北海道及び室蘭市は要請内容について検証を行うとともに、住民説明会を開催するなどして検討を行い、安全操業などに係る受入条件の承諾を前提として、平成26年4月、国からの要請を受諾した。

《山梨県PCB廃棄物処理計画の変更》

これまでの取組により、PCB特措法制定以後、大きく処理が進んだとも言える。しかし、PCB処理完了に向けては、まだ道半ばであり、今後、一日も早い処理完了に向け、事業者及び行政が、この問題を解決するという確固たる意思をもって、それぞれの責務を果たさねばならない。

この処理計画は、このような認識の下、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するため、必要な事項を定めるものであり、平成26年6月に国が変更した基本計画、平成27年3月に北海道が変更した北海道PCB廃棄物処理計画等との整合を図ったものである。

第3節 計画期間及び対象区域

この計画の期間は、計画策定からPCB特措法に基づくPCB廃棄物の処理期限である平成39年3月末までとする。

計画対象区域は、県内全域とする。

第4節 計画策定の基本的方針

処理計画の策定に当たっては、国の「PCB廃棄物処理基本計画（平成15年4月策定、平成26年12月最終改定）」、北海道の「北海道PCB廃棄物処理計画（平成15年8月策定、平成27年3月最終改定）」及び室蘭市の「PCB廃棄物処理施設に対する室蘭市の基本的考え方（平成14年12月策定）」を踏まえ、次の事項を基本方針とする。

本県において保管されているPCB廃棄物及び使用中でPCBが含まれる製品におけるすべてのPCBを、PCB特措法に定める期限である平成39年3月末までに処理することとする。

PCB廃棄物処理基本計画に基づき、本県のPCB廃棄物のうち、高圧トランス・高圧コンデンサ等は、JESCOが室蘭市内に設置した北海道PCB処理事業所で平成35年3月末までに、安定器等・汚染物は同じく平成36年3月末までに、それぞれ処理することとする。

北海道PCB処理事業所で処理できない大型トランスの一部及び特殊コンデンサの一部については、それぞれ東京PCB処理事業所及び大阪PCB処理事業所において計画された期限までに処理することとする。

北海道PCB処理事業所の計画的な運転や安全で効率的な収集運搬を確保するために、北海道PCB廃棄物処理事業の対象地域に適した収集運搬体制の整備を図ることとする。

なお、具体的な処理予定期日や搬出対象PCB廃棄物、搬出のルートや方法、緊急時の対応等については、広域協議会における今後の協議・調整を踏まえ、本計画を基本として策定する処理実施計画の中で定めることとする。

PCB廃棄物のうち、電気機器又はOFケーブル（PCBを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のPCBによって汚染されたもの又は当該絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入されたものが廃棄物となったもの（以下、「微量PCB汚染廃電気機器等」という。）については、廃棄物処理法に基づき国が認定する無害化処理施設又は都道府県が許可する特別管理産業廃棄物処理施設（以下「廃棄物処理法に基づき国が認定する無害化処理施設」と「都道府県が許可する特別管理産業廃棄物処理施設」を合わせて「無害化処理認定施設等」という。）を活用して、平成39年3月末までに処理することとする。

PCB濃度が5,000mg/kg以下のPCB廃棄物（以下「低濃度PCB含有廃棄物」という。）についても、無害化処理認定施設等を活用して、平成39年3月末までに処理することとする。

今後のPCB廃棄物処理の進捗状況やPCB廃棄物処理基本計画の変更など、PCB廃棄物を巡る情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。

表 - 1 本県のPCB廃棄物の処理体制

廃棄物の種類	処理施設	処理完了期限
高圧トランス・高圧コンデンサ等	北海道PCB処理事業所	平成35年3月末
大型トランス ¹ の一部	東京PCB処理事業所	平成35年3月末
特殊コンデンサ ² の一部	大阪PCB処理事業所	平成34年3月末
安定器等・汚染物	北海道PCB処理事業所	平成36年3月末
微量PCB汚染廃電気機器等 低濃度PCB含有廃棄物	特別管理産業 廃棄物処理施設 無害化処理 認定施設	平成39年3月末

1：重量が12.5tを越えるような超大型トランス

2：内部素子が炭化するなどしたコンデンサ

第2章 PCB廃棄物の現状と処分量の見込み

第1節 PCB廃棄物の保管量

PCB特措法の規制対象となるPCB廃棄物とは、PCB、PCBを含む油又はPCBが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入されたものが廃棄物となったもの（PCB特措法第2条第1項）とされている。

また、これらのPCB廃棄物を保管する事業者は、毎年度末の保管状況等を都道府県知事（PCB特措法第19条第1項の政令で定める市にあっては市長。以下同じ。）に届け出る義務が規定されており（同法第8条）、これに違反したものは、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられることとなっている。（同法第25条）

この届出より、本県における平成26年3月31日現在のPCB廃棄物の保管状況は、表-2のとおりである。

表-2 PCB廃棄物保管状況 平成26年3月31日現在

	事業場数	保管量			
		数量 台/個	重量 kg	容積 L	その他
高圧トランス	96	292			
低圧トランス	6	12			
柱上トランス	3	8,171			
高圧コンデンサ	326	817			
低圧コンデンサ	17	1,770			
安定器	98	30,292	598		3缶
PCB	1	1			
PCBを含む油	23	73	626	558,590	
感圧複写紙					
ウエス	11	118	19	12,309	
その他の機器等	160	1,630	1,379		
汚泥	4		32,290	4,600	
その他	17	33	454	24,405	1袋、1式

第2節 PCB使用製品の状況

PCBは、現時点でもトランスやコンデンサ等に使用されているものが存在しており、これらについてもいずれ使用が終了されるので、廃棄物として発生量を見込む必要がある。

使用中のPCBの大部分は電気機器に含まれ、「電気事業法」によりPCB使用工作物の報告が義務づけられていることから、電気事業法の所轄官庁である経済産業省の関東東北産業保安監督部を通じて、その使用状況について情報提供を受け、PCB特措法に基づく届出内容と照合し、実態把握に努めている。

本県における平成26年3月31日現在のPCB使用製品の状況は、表-3のとおりである。

表-3 PCB使用製品の状況 平成26年3月31日現在

	事業場数	使用量			
		数量 台/個	重量 kg	容積 L	その他
高圧トランス	29	105			
低圧トランス	1	1			
柱上トランス					
高圧コンデンサ	35	44			
低圧コンデンサ	3	110			
安定器	6	409			
PCB					
PCBを含む油					
感圧複写紙					
ウエス					
その他の機器等	39	327			
汚泥					
その他					

第3節 PCB廃棄物処分量の見込み

使用中のPCB使用製品も将来的にはPCB廃棄物となることから、現在保管中のPCB廃棄物量に今後PCB廃棄物となる使用中の機器の量を加えたものを処分量として見込むものとする。

本県における平成26年3月31日現在のPCB廃棄物処理見込み量は、表-4のとおりである。

表-4 PCB廃棄物処分量の見込み 平成26年3月31日現在

	事業場数	処理見込量			
		数量 台/個	重量 kg	容積 L	その他
高圧トランス	118	397			
低圧トランス	7	13			
柱上トランス	3	8,171			
高圧コンデンサ	351	861			
低圧コンデンサ	19	1,880			
安定器	102	30,701	598		3缶
PCB	1	1			
PCBを含む油	23	73	626	558,590	
感圧複写紙					
ウエス	11	118	19	12,309	
その他の機器等	184	1,957	1,379		
汚泥	4		32,290	4600	
その他	17	33	454	24,405	1袋、1式

第3章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制の確保

第1節 処理体制の現状

(1) PCB廃棄物の拠点的広域処理施設の現状

国は、JESCOを活用した拠点的な広域処理施設の整備を進めてきた。

JESCOは、平成13年11月に北九州市における北九州事業が最初に認可され、その後、愛知県豊田市における豊田事業、東京都江東区における東京事業が認可され、平成15年2月19日には大阪市における大阪事業と北海道室蘭市における北海道事業が同時に認可された。その後、処理対象区域を拡大することとなった北海道事業の実施については平成16年6月30日、環境大臣から「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画」の中で認可を受け、これにより、北九州市、大阪市、東京都、愛知県豊田市、北海道室蘭市の拠点的広域処理施設において処理する体制が整備された。

その後、国では、日本全体のPCB廃棄物を計画的かつ早期に処理するため、これまでに整備されたJESCOの拠点的広域処理施設の能力を最大限活用する処理体制を構築することとし、表-5のとおり、拠点的広域処理施設における処理対象物及び事業の時期を定め、処理の促進を図ることとした。

表 - 5 拠点的広域処理施設の整備状況

事業名 (実地場所)	処理対象	事業対象地域	事業対象地域以外に 保管されている処理 対象物	施設能力	事業の時期	
					計画的処理完了期限	事業終了準備期間
北九州 (福岡県北九 州市若松区響 町1丁目)	高圧トラン ス・コンデ ンサ等	A地域	C地域の車載トラン スの一部、D地域の コンデンサの一部	1.5トン/ 日(ポリ塩化 ビフェニル分 解量)	平成31年3月31日	平成31年4月1日から 平成34年3月31日ま で
	安定器等・ 汚染物	A地域、B地域 及びC地域(大 阪PCB処理事 業所及び豊田P CB処理事業所 における処理対 象物を除く。)		10.4トン /日(安定 器・汚染物 量)	平成34年3月31日	平成34年4月1日から 平成36年3月31日ま で
大阪 (大阪府大阪 市此花区北港 白津2丁目)	高圧トラン ス・コンデ ンサ等	B地域	C地域の車載トラン スの一部及び特殊コ ンデンサの一部、E 地域の特殊コンデ ンサの一部	2.0トン/ 日(ポリ塩化 ビフェニル分 解量)	平成34年3月31日	平成34年4月1日から 平成37年3月31日ま で
	安定器等・ 汚染物	B地域(小型電 気機器の一部に 限る。)			平成34年3月31日	平成34年4月1日から 平成37年3月31日ま で
豊田 (愛知県豊田 市細谷町3丁 目)	高圧トラン ス・コンデ ンサ等	C地域	B地域のポリプロピ レン等を使用したコ ンデンサの一部	1.6トン/ 日(ポリ塩化 ビフェニル分 解量)	平成35年3月31日	平成35年4月1日から 平成38年3月31日ま で
	安定器等・ 汚染物	C地域(小型電 気機器の一部に 限る。)			平成35年3月31日	平成35年4月1日から 平成38年3月31日ま で
東京 (東京都江東 区青海3丁目 地先)	高圧トラン ス・コンデ ンサ等	D地域	C地域の車載トラン スの一部、E地域の 大型トランスの一部	2.0トン/ 日(ポリ塩化 ビフェニル分 解量)	平成35年3月31日	平成35年4月1日から 平成38年3月31日ま で
	安定器等・ 汚染物	D地域(小型電 気機器の一部に 限る。)	北九州PCB処理事 業所及び大阪PCB 処理事業所から発生 する廃粉末活性炭		平成35年3月31日	平成35年4月1日から 平成38年3月31日ま で
北海道 (北海道室蘭 市仲町)	高圧トラン ス・コンデ ンサ等	E地域		1.8トン/ 日(ポリ塩化 ビフェニル分 解量)	平成35年3月31日	平成35年4月1日から 平成38年3月31日ま で
	安定器等・ 汚染物	D地域及びE地 域(東京PCB 処理事業所にお ける処理対象物 を除く。)		12.2トン /日(安定 器等・汚染物 量)	平成36年3月31日	平成36年4月1日から 平成38年3月31日ま で

(注) 事業対象地域については、以下のとおり。

- A地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
- B地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- C地域：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- D地域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- E地域：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県

高圧トランス・コンデンサ等については、各PCB処理事業所において設備の改造に加え、処理を行うことが困難な一部の処理対象物については、従来の事業対象地域を越えて各PCB処理事業所の処理能力を相互に活用して処理を行い、また、安定器等・汚染物については、北九州PCB処理事業所及び北海道PCB処理事業所の2カ所のプラズマ溶融処理設備を活用し、全国の安定器等・汚染物(大阪PCB処理事業所、豊田PCB処理事業所及び東京PCB処理事業所において処理可能なものを除く。)の処理を行うこととした。

なお、保管事業者がＪＥＳＣＯに対し処分委託を行う期限として、「計画的処理完了期限」、また、事業終了のための準備を行うための期間等を勘案し、「計画的処理完了期限」の後に「事業終了準備期間」を設けている。

また、微量ＰＣＢ汚染廃電気機器等と低濃度ＰＣＢ含有廃棄物（以下「微量ＰＣＢ汚染廃電気機器等」と「低濃度ＰＣＢ含有廃棄物」を合わせて「低濃度ＰＣＢ廃棄物」という。）については、無害化処理認定施設等で処理をすることとしている。

（２）ＰＣＢ廃棄物の収集運搬

ＰＣＢ廃棄物の適正処理を推進していくためには、処理施設の安全性に加え、ＰＣＢ廃棄物の収集運搬の安全性の確保も重要である。

このため、国は、廃棄物処理法に基づく収集運搬に係る基準を遵守するために必要となる技術的な事項について明確化したＰＣＢ廃棄物の収集運搬に係るガイドラインを平成１６年３月に定め、平成２３年８月に改定した。

また、平成２３年８月には微量ＰＣＢ汚染廃電気機器等の収集運搬のガイドラインを策定し、平成２５年６月には同ガイドラインを改定し、低濃度ＰＣＢ含有廃棄物を対象として加えた低濃度ＰＣＢ廃棄物の収集運搬のガイドラインを策定した。

これらガイドラインは、ＰＣＢ廃棄物が長期にわたり保管されてきた実情等を踏まえ、積込み及び積下し等収集運搬の各段階におけるＰＣＢ廃棄物の取扱いに係る留意事項、運搬容器及び運行管理の方法等を定め、十分な安全対策を講じさせることにより事故等の未然防止を図ることができるようにするとともに、事故時等の緊急時における対応方策についても明らかにした。

第２節 処理体制確保のための方策

（１）適正な保管のための方策

ＰＣＢは、長期にわたって保管が続けられてきたことや様々な製品に使われてきたことなどから、保管実態を把握することは容易でないものの、ＰＣＢ特措法により保管の届出が義務化されたことから、これらの実態が明らかにされてきており、今後とも、潜在する未届け事業者などの発見や立入調査、さらには、不明・紛失に関する追跡調査等を徹底していく必要がある。また、保管状況が悪く、環境中への漏出の可能性がある場合には、保管施設の改善命令などの措置を講ずることが必要である。

このため、本県では適正な保管が行われるよう立入調査の強化等により、保管している機器のＰＣＢ含有量などの実態の把握や適正管理が図られるよう、保管事業者等を指導する。

また、国やＪＥＳＣＯと連携し、ＰＣＢ廃棄物の保管に関する情報を整備し、インターネットなどで広く提供することとする。

(2) 適正な収集運搬のための方策

本県のPCB廃棄物は、北海道事業、東京事業、大阪事業で処理されることから、安全で安心できる収集運搬を行うためには、北海道及び本県から北海道までの間の地域が積雪寒冷地であることと、いずれの事業においても運搬距離が長いという地域の実情を勘案することが必要である。

こうしたことから、北海道の処理施設への収集運搬に当たっては、国が策定した「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」等を基本とし、北海道におけるPCB廃棄物の収集運搬の実務的な手引き書として策定する「北海道PCB廃棄物収集運搬実務要領」等を踏まえ、運搬手段、運搬経路、収集運搬業者等に対する指導方針及び緊急時の連絡体制等について北海道及び関係県と協議・調整を行い、必要な情報の共有を図るとともに、連携して収集運搬の状況の監視・指導や緊急時の対応を行う。また、運搬経路、運搬途中の位置情報など、PCB廃棄物の収集運搬に関する情報を収集・整理し、JESCOが設置する「PCB処理情報センター」等を通じて広く提供することにより、適正な収集・運搬を確保する。

無害化処理認定施設等への低濃度PCB廃棄物の搬入にあたっては、国が策定した「低濃度PCB廃棄物収集運搬ガイドライン」に基づき、関係者に対して適正な収集運搬を行うよう指導をすることとする。

(3) 効率的な処理のための方策

北海道PCB廃棄物処理事業の処理対象地域は、北海道、本県を含む15県に加え1都3県と拡大されること、北海道PCB処理事業所で処理ができない大型トランスの一部及び特殊コンデンサの一部については、それぞれ東京PCB処理事業所及び大阪PCB処理事業所において処理がされることから、新たな処理体制に対応したPCB廃棄物の効率的な収集運搬及び処理が必要である。

このため、確実に期間内に処理するためには、次のとおり、保管事業者、使用事業者及び収集運搬業者など関係者の十分な理解の基に計画的かつ効率的に進めていく必要がある。

JESCOにおける計画的処理完了期限を見据えて処理量の平準化と地域性を考慮し、毎年度、広域協議会での協議調整を経て、処理実施計画を策定して計画的に処理を行う。

処理実施計画を策定したときは、速やかに公表するとともに、処理予定の保管事業者や使用事業者に処理の必要性をはじめ、収集運搬や処理の方法に関する説明会を開催するなどして、事前の周知を図る。

なお、処理実施計画に基づいて処理することを基本とするが、保管状況等により早期の処理が必要な場合や大型PCB機器の搬入など処理施設の合理的な運転上必要な場合などは、処理実施計画外でも収集運搬、処理できることとする。

低濃度PCB廃棄物については、無害化処理認定施設等を活用して処理することとする。

第3節 関係機関の責務と役割

PCB廃棄物の処理については、本県、JESCO、保管事業者・使用事業者、収集運搬業者など多くの関係者が、以下のような責務と役割を認識し、連携・協力して効率的かつ計画的に推進していかなければならない。

山梨県の責務と役割

- ・PCB廃棄物処理計画の策定
- ・PCB特措法に基づく保管及び処分実態の把握・公表と保管事業者等への指導
- ・国の「PCB廃棄物収集運搬ガイドライン」、北海道が策定する「北海道PCB廃棄物収集運搬実務要領」、JESCOの「北海道PCB廃棄物処理施設に係る受入計画」等を踏まえた指導監督
- ・北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会における協議・調整
- ・安全かつ効率的な収集運搬の確保に向けた関係者の調整及び指導監督並びに安全対策の周知徹底
- ・北海道PCB廃棄物処理事業に係る住民等への情報の提供
- ・PCB廃棄物処理基金の造成及びPCB処理に関する普及啓発
- ・未届PCB廃棄物及びPCB使用製品の把握の調査と期限内処理の指導

市町村の責務と役割

- ・住民及び保管事業者へのPCB関係情報の提供

JESCOの責務と役割

- ・安全性を確保した処理施設の整備・維持管理と処理事業の実施
- ・PCB処理情報センターの運営・管理など積極的な情報公開
- ・北海道、室蘭市との環境保全協定の遵守
- ・北海道事業に係るモニタリングの実施とその情報提供
- ・安全性に関する住民に対する説明
- ・北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会の運営への協力

保管事業者・使用事業者の責務と役割

- ・PCB廃棄物の適正な保管及び期限内処分の実施
- ・PCB特措法に基づく保管及び処分に関する届出
- ・計画的な収集運搬及び処理に関する施策への協力

収集運搬業者の責務と役割

- ・廃棄物処理法施行令に定められた特別管理産業廃棄物収集運搬基準等の関係法令の遵守
- ・計画的な収集運搬及び処理に関する施策への協力

第4章 PCB廃棄物の適正処理推進方策

第1節 未届出PCB廃棄物及びPCB使用製品等の把握

PCB特措法第5条第2項により、都道府県は、区域内の状況を把握することとされていることから、県内のPCB廃棄物を定められた期限内に確実に適正に処理完了させるため、次に掲げる施策を行っていくこととする。

PCB廃棄物の保管事業者に対しては、毎年、届出期限前に届出様式を送付し、届出が確実になされるよう周知徹底を図る。またPCB廃棄物の移設、保管事業者の承継に係る変更やPCB使用製品の廃止などがあった場合、届出を指導し、実態把握に努める。

県内における未届出のPCB廃棄物及びPCB使用製品について網羅的に把握するため、電気保安関係等の事業者と協力して調査等を行う。

国、JESCO、電気保安関係事業者等との協力により未処理事業者一覧表を作成し、掲載されている事業者に対して、JESCOへの委託処理（低濃度PCB廃棄物の場合は、無害化処理認定制度等を活用しての処理）が速やかに図られるよう必要な指導等を行う。

特に使用中のPCB使用製品については、将来PCB廃棄物として処理が必要となることを踏まえ、処理期限までの使用中止及び処理が行われるよう、事業者にも周知を図っていく。

第2節 適正処理推進のための監視、指導等

PCB廃棄物を安全かつ確実に処理するためには、保管、収集運搬及び処分各段階での安全性の確保が必要であることから、次のとおり必要な措置を講ずる。

PCB廃棄物の保管事業者に対し、廃棄物処理法に定める特別管理産業廃棄物保管基準を遵守するよう周知、指導を行うほか、環境中への漏洩が懸念される事業場に対しては、適宜、立入検査を実施し、必要に応じ指導を行う。改善が見られない事業場に対しては、廃棄物処理法に基づく改善命令を発出するなど、厳正に対処する。

PCB廃棄物の収集運搬業者に対し、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」「低濃度PCB廃棄物収集運搬ガイドライン」及び北海道が定める「北海道PCB廃棄物収集運搬実務要領」を遵守し、PCB廃棄物の適正な収集運搬が図られるよう監視、指導を行う。

JESCOが実施するPCB廃棄物の処理に対し、北海道及び15県、室蘭市が参画している広域協議会が実施する環境モニタリング調査等の活動を通して、安全性の確保に努める。

第3節 計画的な搬出に向けた調整等

本県内にあるPCB廃棄物は、低濃度PCB廃棄物を除き、JESCO北海道事業において処理する。計画的処理完了期限を見据え、「北海道PCB処理事業に係る広域協議会」での協議調整を経て「山梨県PCB廃棄物処理実施計画」を策定し、計画的かつ効率的な処理を行う。

実施計画の策定に当たっては保管事業者の状況等に考慮し、重点処理期間、搬出のルートや方法、緊急連絡体制を定め、安全性の確保に努める。

一方、北海道PCB処理事業所で処理できない大型トランスの一部及び特殊コンデンサの一部については、東京PCB処理事業所及び大阪PCB処理事業所において処理をするが、それぞれの事業所に関係する自治体及びJESCOと必要な協議調整を行い、本県のPCB廃棄物の計画的かつ効率的な収集運搬及び処理を進める。

第4節 関係機関との連携

- (1) 県は、JESCO北海道事業におけるPCB廃棄物の計画的な処理の推進のため、広域協議会を活用し、環境省、JESCO、処理施設の監督庁である北海道及び処理対象区域である各都県と密接な連携を図る。
- (2) 現在使用中のPCB使用製品について、将来PCB廃棄物としての処理が必要となることから、県では電気事業法に基づいた報告情報を所有する経済産業省関東東北産業保安監督部と連携を図り、情報の共有に努める。

第5節 PCB廃棄物処理に関する県民、事業者等への普及啓発の方策

PCB廃棄物処理事業への県民の理解を得るため、PCB廃棄物の性状や処理に係る安全性の確保に関する情報、PCB廃棄物の保管及び処分の状況などをホームページや広報誌等を通して啓発していく。

保管、使用事業者及び収集運搬業者に対しては、期限内の処理と安全で効率的な収集運搬処理が行われるよう、処理の必要性、PCB使用製品の計画的な使用中止や収集運搬の方法などについて、説明会の開催などを通して情報提供を行う。

第6節 PCB廃棄物処理に係る情報提供の方策

県民が安心できるPCB廃棄物の処理を行うには、迅速で透明性の高い情報公開が必要となる。

このため、保管事業者から届出された保管及び処分の状況に関する情報については、県民が自由に閲覧できるようにするとともに、処理の進捗状況等についても、県のホームページを活用し、積極的に情報提供をしていく。

また、JESCO北海道PCB処理事業所の処理施設の運転状況、運搬車両の運行状況及び環境モニタリングなどの情報について、「PCB処理情報センター」を通じ、インターネットなどにより迅速に情報提供していく。

第7節 PCB廃棄物処理基金の造成

産業廃棄物は、廃棄物処理法において排出事業者が自らの責任において適正に処理することとされており、PCB廃棄物についても、保管事業者が自らの責任において処理しなければならないとされている。

しかし、PCB廃棄物は、中小企業者にとって、経済的に大きな負担となることから、国及び都道府県は、「PCB廃棄物処理基金」を造成し、一定範囲の中小企業者、法人、個人が保管しているPCB廃棄物のうち高圧トランス・コンデンサ等及び安定器等・汚染物の処理費用の負担軽減を図ってきた。

この軽減措置は、平成26年4月からは対象となる範囲が学校法人、宗教法人、医療法人若しくは社会福祉法人以外の法人及び破産等に伴いPCB廃棄物を保管することとなった個人にも拡大されたところである。

本県においても、平成13年度以降、この基金に拠出しているところであるが、県内のPCB廃棄物の早期処理を促進するため、引き続き基金の造成に対し補助を行う。

第5章 その他の事項

第1節 低濃度PCB廃棄物の処理

低濃度PCB廃棄物については、無害化処理認定施設等により処理することとなる。

県では関係機関と連携する中で、低濃度のPCB使用製品の使用者やPCB廃棄物の保管事業者には法施行令に定める処理期限（平成39年3月）までの確実な処理を注意喚起していくこととする。

また、国において検討されている使用中の微量PCB含有電気機器に対する課電自然循環洗浄法等の無害化技術について、導入が決まった場合には速やかに使用者等への周知等、必要な対応を行う。

第2節 不法投棄未然防止対策

PCB廃棄物が誤って不適正に処理されないよう事業者等への周知徹底を図るとともに、廃棄物処理業者、建設業者、解体業者などへも周知啓発に努める。

また、不法投棄の未然防止のため、事業所への定期的な立入検査を行うなど、監視活動に努めるものとする。

不法投棄等不適正処理事例が発生した場合には、廃棄物処理法、PCB特措法等に基づき厳正に対処するものとする。

第3節 処理困難なPCB廃棄物の処理に向けての方策

処理責任を負う保管事業者が特定できないPCB廃棄物など、処理期限内での処理が困難となるおそれがあるPCB廃棄物を確実に処理するための枠組みについて検討を行うとともに、必要な制度的措置を国に対し要望していくこととする。

第4節 地元自治体への協力

処理施設を設置している地元自治体がPCB廃棄物処理の推進に重要な役割を果たしていることに鑑み、地元地域の重要な貢献を認識し、PCB廃棄物の円滑な処理など、可能な限り協力を行う。